

長野県告示第278号

昭和49年長野県告示第140号(地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定)の一部を次のように改正します。

平成15年5月12日

長野県知事 田中康夫

別表第2中

「みなみ信州	本所	飯田市	
「	座光寺支所	「	」を
「みなみ信州	本所	飯田市	」に、
「	竜丘支所	「	」に、
「	川路支所	「	」に、
「	三穂支所	「	」を
「	上久堅支所	「	」を
「	千代支所	「	」を
「	龍江支所	「	」を
「	桐林支所	「	」に、
「	竜丘支所	「	」に、
「	松川支所	下伊那郡松川町	」に、
「	上片桐支所	「	」を
「	生田支所	「	」に、
「	松川支所	下伊那郡松川町	」に、
「	高森支所	下伊那郡高森町	」を
「	山吹支所	「	」を

「	高森支所	下伊那郡高森町	」に、
「	喬木支所	下伊那郡喬木村	」を
「	大鹿支所	下伊那郡大鹿村	」に、
「	喬木支所	下伊那郡喬木村	」に、
「	阿智支所	下伊那郡阿智村	」に、
「	清内路支所	下伊那郡清内路村	」を
「	根羽支所	下伊那郡根羽村	」を
「	平谷支所	下伊那郡平谷村	」に、
「	浪合支所	下伊那郡浪合村	」に、
「	阿智支所	下伊那郡阿智村	」に、
「	下条支所	下伊那郡下条村	」に、
「	売木支所	下伊那郡売木村	」を
「	泰阜支所	下伊那郡泰阜村	」に、
「	泰阜南支所	「	」に、
「	下条支所	下伊那郡下条村	」に、
「	南信濃支所	下伊那郡南信濃村	」に、
「	天竜支所	下伊那郡天龍村	」を
「	上村支所	下伊那郡上村	」に、
「	南信濃支所	下伊那郡南信濃村	」に改める。

会計局

長野県公安委員会告示第3号

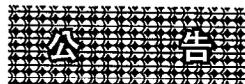
道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により、特定講習を行う指定講習機関を次のとおり指定しました。

平成15年5月12日

長野県公安委員会委員長 牧内正夫

指定を受けた者			特定講習を行う事務所		特定講習の種別	指定年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地		
株式会社ドリームモータースクール	長野市川中島町原639番地	仁科良幸	ドリームモータースクール昭和	長野市川中島町原639番地	取消処分者講習	平成15年5月1日

東北信運転免許センター



公告

平成15年度長野県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり行います。

平成15年5月12日

長野県知事 田中康夫

- 試験日時
平成15年10月26日(日) 午前10時から12時まで
- 試験会場

次のうち、受験者が希望する試験地の中から試験会場を指定する。ただし、法定資格取得者のうち保健医療サービスの知識等の基礎以外の出題分野が解答免除となる者及び法定資格取得者以外の者は、松本市を希望することはできない。

試験地	試験会場
長野市	長野商業高等学校
豊科町	南安曇農業高等学校
松本市	看護総合センターながの
上田市	長野大学
伊那市	伊那北高等学校

3 受験資格

勤務地が県内にある者（勤務していない場合は、住所が県内にある者）で、介護支援専門員に関する省令（平成10年厚生省令第53号）第1条第1項の要件に該当する者（業務従事期間については、平成15年10月25日までに該当することとなる者を含む。）であること。

4 試験の方法等

(1) 試験の方法

五肢複択方式及び五肢択一方式による筆記試験とする（60問、2時間）。

(2) 試験問題の出題範囲及び出題数

ア 介護支援分野（25問）

(ア) 介護保険制度に関する基礎的知識

(イ) 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技能

(ウ) 居宅・施設サービス計画に関する基礎的知識及び技能

イ 保健医療福祉サービス分野（35問）

(ア) 保健医療サービスに関する基礎的知識及び技能

(イ) 福祉サービスに関する基礎的知識及び技能

(3) 法定資格取得者の一部解答免除

法定資格取得者については、次のとおり一部解答を免除する。

試験時間は、免除された問題1問につき2分を差し引いた時間とする。

区分	出題分野等	試験問題数 (60問)	介護支援分野 (25問)	保健医療福祉サービス分野		
				保健医療サービスの知識等		福祉サービスの知識等 (15問)
				基礎 (15問)	総合 (5問)	
ア 医師又は歯科医師		40問	受験	免除	免除	受験
イ 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師又は栄養士（管理栄養士を含む。）		45問	受験	免除	受験	受験
ウ 社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士		45問	受験	受験	受験	免除

(注) ア、イ又はウの区分を超えて複数の法定資格を取得している者は、該当する区分の双方の免除対象となる。

5 身体障害者等に対する受験特別措置

身体に障害等がある受験者には、本人の申出により、解答方法、試験時間等の特別措置を行うので、該当する場合には身体障害者等受験特別措置申請書等を提出すること。

6 受験手続

(1) 申込方法

次の書類を郵送（簡易書留等確実な方法によること。）により、長野県社会部高齢福祉課に提出すること。

ア 必須提出書類

(ア) 受験申込書（所定の用紙による。）

(イ) 実務経験証明書（所定の用紙による。）

なお、実務経験見込証明書を提出した場合は、平成15年11月4日（火）までに実務経験証明書を提出すること。

ただし、前年度（平成14年度）の長野県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書に受験資格を満たすことの証明となる実務

経験証明書を添付して受理された者は、現在の勤務先の実務経験証明書を除き、実務経験証明書の提出を省略することができる。

イ 受験資格によって提出が必要となる書類

(ア) 法定資格取得者の場合

法定資格の取得が証明できる書類（免許等）の写し

(イ) 社会福祉主事任用資格等を有することを要件とする者の場合

社会福祉主事任用資格を有することを証明する書類、訪問介護員養成研修2級課程（これに相当する研修を含む。）修了証書等の写し、社会福祉施設長資格認定講習会（これに相当する研修を含む。）の修了証書等の写し

(ウ) ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務に従事している者の場合

当該団体の概要（市町村ボランティアセンター等に登録されている団体については、その旨を証明する書類及び当該団体の概要）

(エ) 国が定めるサービス指針（ガイドライン）を満たす民間事業者において相談援助業務に従事している者の場合

確認証明書（所定の用紙による。）

ウ その他の事由により提出が必要となる書類

(ア) 実務経験証明書の証明を行う者と受験申込者が同一の場合

開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の書類の写し

(イ) 個人契約で、個人の家庭において介護業務に従事した家政婦の場合

契約書及び業務日誌の写し

(ウ) 現在受験資格の業務に従事していない場合

住民票の写し

(エ) 受験申込書の氏名と免許等の氏名が異なる者の場合

戸籍抄本

(2) 試験手数料

試験手数料（6,500円）は、長野県収入証紙により（受験申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

(3) 受付期間

受付期間は、平成15年7月28日（月）から8月8日（金）までとし、平成15年8月8日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 受験票の交付

受験申込書を受理したときは、受験票を交付する。

8 合格発表

試験の可否については、直接本人に通知する。

9 試験結果の開示について

試験結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第13条第1項ただし書の規定により、次のとおり口頭により開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人が開示を行う場所に直接来所すること。

(1) 開示請求することができる試験結果

正答割合

(2) 開示する期間

試験合否通知日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県社会部高齢福祉課（県庁4階）

(4) 必要書類

運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等本人であることを証明できる書類を持参すること。

10 介護支援専門員実務研修について

試験の合格者には、県が行う介護支援専門員実務研修の実施について通知する。

11 その他

(1) 試験の詳細については、「受験案内」を参照すること。

(2) 受験案内、受験申込書等は、長野県社会部高齢福祉課、長野県の地方事務所及び長野県内の保健所で配布する（郵送により配布を希望する場合は、封筒の表面に「介護支援専門員実務研修受講試験受験案内請求」と朱書きし、270円切手をはったあて先明記の角形2号の返信用封筒を同封のうえ、長野県社会部高齢福祉課（県庁専用郵便番号：380-8570）に請求すること。）。

(3) この試験に関する問い合わせは、長野県社会部高齢福祉課（電話：026-235-7121）に行うこと。

高齢福祉課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年5月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年4月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 木曾ユネスコ協会
- 3 代表者の氏名
井原正登
- 4 主たる事務所の所在地
木曾郡槽川村大字奈良井492番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、ユネスコ憲章の精神に基づき、木曾地域の教育・科学・文化の各分野に資する活動を実践し、広く国際社会の進歩に貢献しうる人格の形成を図り、もって世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年5月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年4月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 信州いなか体験塾
- 3 代表者の氏名
増澤延男
- 4 主たる事務所の所在地
上田市大字上田原1073番地4
- 5 定款に記載された目的

この法人は、都会の大人・子どもを対象に、信州の空き民家を利用、または、ホームステイ方式により野菜・米・魚など有機栽培や、山と親しむ森林整備・植林(マイ・ツリー)・木材を使った工作などの体験、かつ、信州の風土・気候を満喫して癒せる信州とし、改めて健康や環境に対して考え、将来に向けて都会へのPRと観光リピーターとしての使者となって貰うことにより、一人でも多くの人に田舎の素晴らしさを体験してもらいながら、地域社会との交流の促進を図り、地域社会活性化の貢献に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年5月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年5月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 夢のデザイン塾
- 3 代表者の氏名
又坂直子(田中直子)
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字西長野野袖長野2番地4 カシヨ情報ビル
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に暮らす多様な人々、とくに若年者・女性・中小企業の経営者と従業員に対して、職業能力開発・キャリアアカウンティング・メンタルヘルス等の援助を行い、様々な環境変化に対応した職業選択と適応の実現をはかり、地域社会に貢献することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年5月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年5月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 憩いの家・野いちご
- 3 代表者の氏名
田中福太郎
- 4 主たる事務所の所在地
小諸市大字菱平3281番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び地域の人々が安心して生活することのできる支援事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年5月12日

長野県知事 田中康夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ 小諸店
小諸市大字御影新田字谷地2081-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)マツヤ
長野市大字三輪荒屋1180-1
(株)ジャスティン
長野市大字三輪荒屋1180-1
- 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ (株)ジャスティン (株)田原屋 (有)花よし (株)ミヤガワ (有)マツモト (有)高原のパンやさん (有)前田酒店	午前10時	午後9時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ (株)ジャスティン	午前9時30分	午後10時
(株)田原屋 (有)花よし (株)ミヤガワ (有)マツモト (有)高原のパンやさん (有)前田酒店	変更前と同じ	変更前と同じ

- 変更年月日
平成15年4月25日
- 届出年月日
平成15年4月18日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課及び長野県佐久地方事務所商工課
- 縦覧の期間
平成15年5月12日から平成15年9月12日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年5月12日

長野県知事 田中康夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ 小諸インター店
小諸市大字諸字鳥井辺297-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)マツヤ
長野市大字三輪荒屋1180-1
- 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ 小宮山二三雄 (有)花よし (株)大創産業 (株)カーメルウォンツ (有)マスタカ (有)柳沢醸造食品 (株)コニカカラー信州 (有)クリーニング古城 小林美智子	午前10時	午後9時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前9時30分	午後10時
小宮山二三雄 (有)花よし (株)大創産業 (株)カーメルウォンツ (有)マスタカ (有)柳沢醸造食品 (株)コニカカラー信州 (有)クリーニング古城 小林美智子	変更前と同じ	変更前と同じ

- 変更年月日
平成15年4月25日
- 届出年月日
平成15年4月18日

- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課及び長野県佐久地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年5月12日から平成15年9月12日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年5月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ 上田東店
上田市大字住吉字塚田584-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)マツヤ
長野市大字三輪荒屋1180-1
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前10時	午後9時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前9時30分	午後10時

- 4 変更年月日
平成15年5月1日
- 5 届出年月日
平成15年4月18日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課及び長野県上小地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年5月12日から平成15年9月12日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年5月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
木曾福島サティ
木曾郡木曾福島町5398-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)マイカル
大阪府大阪市中央区久太郎3-1-30
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マイカル (株)かめや (株)マイカルフォトステーション (株)リマックス (株)フォルサム	午前9時30分	午後7時30分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マイカル (株)かめや (株)マイカルフォトステーション (株)リマックス	午前9時	午後10時
(株)フォルサム		午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
①②	午前9時から午後8時まで	午前8時から 午後10時30分まで

- 4 変更年月日
平成15年6月1日
- 5 届出年月日
平成15年4月25日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課及び長野県木曾地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間

平成15年5月12日から平成15年9月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県木曾地方事務所商工課

産業振興課

公告

木曾郡上松町における県営吉野地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年5月12日

長野県知事 田中康夫

1 縦覧に供する書類

県営吉野地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年5月13日から6月9日まで

3 縦覧の場所

木曾郡上松町役場

農村整備課

公告

木曾郡上松町における県営黒田地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年5月12日

長野県知事 田中康夫

1 縦覧に供する書類

県営黒田地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年5月13日から6月9日まで

3 縦覧の場所

木曾郡上松町役場

農村整備課

公告

平成15年度及び平成16年度において県が発注する森林整備業務に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の審査を次のとおり行います。

平成15年5月12日

長野県知事 田中康夫

1 申請の方法

(1) 申請書の用紙

県所定の「森林整備業務入札参加資格審査申請書」を使用すること。

(2) 申請書の提出期間

平成15年5月12日から平成15年7月11日まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)とする。

(3) 申請書用紙の配布

最寄りの地方事務所林務課において配布する。

(4) 申請書の提出先

最寄りの地方事務所林務課

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者(競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

3 競争入札参加資格者の資格及び審査の方法

長野県森林整備業務入札参加資格審査実施要綱(平成13年3月30日付け12林政第456号長野県林務部長通達)に定めるところによる。

4 資格審査結果の通知

森林整備業務入札参加資格確認通知書により申請者に通知(郵送)する。

5 資格の有効期間及び更新手続き

(1) 競争入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から平成17年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成16年11月頃に、平成17年度及び平成18年度の資格審査の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請すること。

林政課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年5月12日

長野県公営企業管理者 古林弘充

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

県営水道料金コンビニエンスストア収納業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成16年3月31日まで

(4) 入札の方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札

に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) コンビニエンスストア収納業務に関し、その業務を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) 県営水道事業料金計算事務システム(WarmsII)が確実に稼働する旨、当該システム納入者(㈱電算、長野市県町451)から証明を受けた者であること。なお内容審査の都合上、平成15年5月19日午後5時までに稼働確認依頼を行うこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
 長野県企業局水道課
 電話 026(235)7381

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成15年5月23日 午後1時30分
イ 場所 長野県庁企業局局議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は受け付けない。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りではない。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。
 - (7) 契約書作成の要否
要する。
 - (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。
- 5 その他
詳細は入札説明書による。

水道課

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成15年5月12日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

名 称	所 在 地	指定年月日
博友興業株式会社	小諸市大字菱平1136番地2	平成15年 5月1日
エムケイパイプ	上田市大字国分1460番地1	平成15年 5月1日
有限会社モトイ建設	北佐久郡立科町 大字山部42番地4	平成15年 5月1日
有限会社功栄建設	上田市大字蒼久保1412番地1	平成15年 5月1日
有限会社三輪産業	長野市大字三輪1301番地2	平成15年 5月1日
吉澤電化設備	上田市大字新町214番地3	平成15年 5月1日
有限会社西部設備	長野市大字安茂里650番地1	平成15年 5月1日

水道課

公告

平成15年度長野県職員採用上級試験(大学卒業程度)を次のとおり行います。

平成15年5月12日

長野県人事委員会委員長 湯 本 清

1 試験の対象となる職

長野県の諸機関に勤務する主事、技師等の職

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
行 政	若 干 名	行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務等
心 理	〃	心理学的判定、精神保健・児童に関する相談・助言等
電 気	〃	商工業の振興、工業に関する試験研究、電気設備に関する設計・施工管理、職業訓練等
機 械	〃	商工業の振興、工業に関する試験研究、機械設備に関する設計・施工管理・保守管理、職業訓練等
総 合 土 木	〃	道路・河川・都市計画・土地改良事業等に関する企画・設計・施工管理等

化 学	〃	公害に関する監視・調査、試験研究、工業に関する試験研究等
農 業	〃	農業の振興、農業経営の指導援助、農業生産技術の普及指導、農業に関する試験研究等
林 業	〃	林業の振興、林業に関する知識・技術の普及指導、治山事業等に関する企画・設計・施工管理等
建 築	〃	県営住宅等県立施設的设计・施工管理、建築指導等
薬 剤 師	〃	薬事監視、環境衛生に関する監視、調剤等
保 健 師	〃	精神保健・難病等に関する相談、保健指導、家庭訪問等
獣 医 師	〃	食品衛生・環境衛生に関する監視、動物の保護・管理、と畜検査、家畜防疫、家畜等に関する試験研究等

3 受験資格

(1) 年齢等

- ア 昭和43年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者。ただし、保健師の試験区分にあっては昭和43年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者、獣医師の試験区分にあっては昭和43年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれた者として。
- イ 昭和57年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成16年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）

(2) 資格又は免許

試験区分	資 格 又 は 免 許
農 業	改良普及員（平成13年3月31日までに資格を取得した者については、改良普及員資格試験において基礎選択項目を農業経営で選択した者に限る。）の任用資格を有する者（平成16年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者を含む。）
薬 剤 師	薬剤師の免許を有する者（平成16年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの者を含む。）
保 健 師	保健師の免許を有する者（平成16年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの者を含む。）
獣 医 師	獣医師の免許を有する者（平成16年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの者を含む。）

(3) この試験を受験できない者

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 方法

試験の方法	内 容
教 養 試 験	大学卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての選択解答制による択一式筆記試験
専 門 試 験	大学卒業程度の専門科目に係る知識及び能力についての択一式筆記試験。ただし、行政の試験区分にあっては、選択解答制による択一式筆記試験とする。

- (注) 1 第2次試験で採点の対象となる論文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することができません。
- 2 教養試験は、出題数50題のうち20題を必須解答とし、残り30題から20題を選択して解答する方式で、解答数は合わせて40題です。
- 3 専門試験は、出題数40題で40題解答です。ただし、行政の試験区分にあっては、出題数50題のうち40題を選択して解答する方式です。
- 4 教養試験及び専門試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び合格基準

各試験の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試 験	配 点	合 格 基 準
教 養 試 験	400点	正答率4割。ただし、平均正答率が4割に満たない試験区分にあっては当該試験区分の平均正答率。
専 門 試 験	400点	正答率4割。ただし、平均正答率が4割に満たない試験区分にあっては当該試験区分の平均正答率。
合 計	800点	

ウ 日時及び場所

(ア) 日 時 平成15年6月22日(日) 午前9時

(イ) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。

試験地	試験会場
長野市	篠ノ井高等学校
	更級農業高等学校(予備会場)
松本市	松本蟻ヶ崎高等学校
	松本美須ヶヶ丘高等学校(予備会場)

エ 第1次試験合格者の発表

平成15年7月上旬に、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県の地方事務所及びその連絡所

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

(2) 第2次試験

ア 方法

試験の方法	内 容
論文試験	一般の事項についての論文試験
口述試験	個別面接(2回)及び集団討論(1回)による試験
性格検査	性格についての検査

イ 配点及び合格基準

各試験・検査の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験	配点	合 格 基 準
論文試験	1000点	評定は10段階で行い、試験員3人のうち下位4段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
口述試験		評定は7段階で行い、試験員3人のうち下位3段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
性格検査		
合計	1000点	

ウ 日時及び場所

平成15年7月下旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度について、医療機関において作成された健康診断書に基づき行います。

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに最終合格者を決定し、平成15年8月下旬に、第2次試験受験者全員に合否を通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県の地方事務所及びその連絡所

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者(長野県知事等)からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用面接の結果等に基づき採用者を決定します。したがって、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合があります。

- (2) 採用は、原則として平成16年4月1日の予定です。
- (3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。
- (4) 3の(2)の表の試験区分欄に掲げる試験区分にあっては、同表の資格又は免許欄に掲げる資格又は免許を採用の時点までに取得することが必要ですので、採用候補者名簿の有効期間中に当該資格又は免許を取得できなかった者は、職員に任用される資格を失うことになります。

7 給与等

現行の初任給の月額、薬剤師、保健師及び獣医師を除く試験区分にあっては16万9,480円、薬剤師の試験区分にあっては17万4,895円、保健師の試験区分にあっては19万3,325円（中学校卒業後の通算修学年数が7年に満たない場合には18万7,625円）、獣医師の試験区分にあっては19万3,990円です（なお、研究職に採用された場合は、獣医師を除く試験区分にあっては18万4,680円、獣医師の試験区分にあっては20万2,350円です。）。

この初任給の月額は平成15年度から3年間実施することとしている給与の減額措置（減額率5パーセント）後の額です。

また、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

8 受験手続

(1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付します。

長野県人事委員会事務局

長野県東京事務所

長野県の地方事務所及びその連絡所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「上級請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県人事委員会事務局（〒380-8570：県庁専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692の2）まで送付してください。

ウ インターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.jp>）からダウンロードすることもできます。

(2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県人事委員会事務局に提出してください。ただし、申込みは一つの試験区分に限るものとし、受付後の試験区分の変更は認めません。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ずはり（インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に官製はがきを必ずはり）、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

(3) 受付期間及び受付時間

受付期間は、平成15年5月16日（金）から5月30日（金）まで、受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。（土曜日及び日曜日は閉庁日です。）

なお、郵送による申込みは、5月30日までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

6月9日（月）に発送する予定です。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第13条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる者

	口頭により請求することができる記録情報	開示請求できる者
第1次試験	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位	受験者全員
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験と口述試験の合計点 (2) 合計点の順位（不合格者を含む。） 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局（県庁8階）

10 その他

この試験について不明な事項は、長野県人事委員会事務局（電話：026-235-7465又は026-232-0111 内線4234-4235）に問い合わせ

せてください。

(別表)

教養試験及び専門試験の出題分野

試験の方法・試験区分		出題分野		
教養試験		社会科学 人文科学 自然科学 文章理解(英語を含む) 判断推理 数的処理 資料解釈		
専門試験	行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 商法 刑法 労働法 経済原論 経済政策(経済事情を含む) 経済史(経済学説史を含む) 財政学 社会政策 国際関係		
	心理	一般心理学(心理学史 発達心理学及び社会心理学を含む) 教育心理学 応用心理学 社会調査 統計学		
	電気	数学・物理 電磁気学 電気回路 電気計測・制御 電気材料 電子工学 電力工学 通信工学		
	機械	数学・物理 材料力学 流体力学 熱力学 電気工学 機械力学 機械設計 機械材料 機械工作		
	総合土木	土木問題	数学・物理 応用力学 水理学 土質工学 測量 材料・施工 都市計画 土木計画	
		農業土木問題	数学 応用力学 水理学 測量 土壌物理 農業水利 土地改良 農地造成 農業造構 材料・施工 農業機械 農学一般	
	化学	数学・物理 物理化学 分析化学 無機化学 無機工業化学 有機化学 有機工業化学 化学工学		
	農業	栽培学汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壌肥料学 植物生理学 畜産一般 農業経済一般		
	林業	林業政策 林業経営学 造林学 林業工学 林産一般 砂防工学		
	建築	数学・物理 材料学 構造力学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計画 建築設備 建築施工		
	薬剤師	物理化学 分析化学 無機化学 有機化学 生化学 薬剤学 衛生化学 生薬学 薬理学		
	保健師	地域看護学 疫学・保健統計(情報処理含む) 保健福祉行政論		
獣医師	家畜解剖学 家畜生理学 家畜薬理学 家畜内科学 家畜外科学 家畜寄生虫病学 家畜微生物学 家畜伝染病学 家畜繁殖学 獣医公衆衛生学 家畜衛生学 畜産一般			

(注) 総合土木の専門試験は、土木問題又は農業土木問題のいずれかを選択した上で申し込んでください。申込書提出後の変更はできませんので注意してください。

人事委員会事務局

公告

平成15年度の長野県警察職員採用上級試験(大学卒業程度)を次のとおり行います。

平成15年5月12日

長野県人事委員会委員長 湯本 清

1 試験の対象となる職

長野県警察本部又は警察署等に勤務する主事の職

2 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の名称	試験区分	採用予定人員	職務内容
長野県警察職員採用上級試験(大学卒業程度)	行政	2人程度	警察行政に関する企画立案、調査、連絡調整等の業務に従事します。

3 受験資格

(1) 年齢等

昭和43年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者(昭和57年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)の卒業者又は平成16年3月31日までに卒業見込みの者(これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。)を含む。)

(2) この試験を受験できない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 方法

試験の方法	試験の内容
教養試験	大学卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての選択解答制による択一式筆記試験
専門試験	大学卒業程度の専門科目に係る知識及び能力についての選択解答制による択一式筆記試験

(注) 1 第2次試験で採点の対象となる論文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することはできません。

2 教養試験については、出題数50題のうち20題(知能分野)を必須解答とし、残り30題(知識分野)から20題を選択解答する方式で、解答数は40題です。

3 専門試験については、出題数50題のうち40題を選択解答する方式です。

4 教養試験及び専門試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び合格基準

各試験の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験の方法	配点	合格基準
教養試験	400点	160点(正答率4割)。ただし、平均点が160点に満たない場合は、平均点。
専門試験	400点	160点(正答率4割)。ただし、平均点が160点に満たない場合は、平均点。
合計	800点	

ウ 日時及び場所

(ア) 日時 平成15年6月22日(日) 午前9時

(イ) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。

試験地	試験会場
長野市	篠ノ井高等学校(長野市篠ノ井布施高田1161-2)
	更級農業高等学校(長野市篠ノ井布施高田200)(予備会場)
松本市	松本蟻ヶ崎高等学校(松本市蟻ヶ崎1-1-54)
	松本美須々ヶ丘高等学校(松本市美須々2-1)(予備会場)

エ 第1次試験合格者の発表

平成15年7月上旬に、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県内の警察署

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

<http://www.avis.ne.jp/~police/>

(2) 第2次試験

ア 方法

試験の方法	試験の内容
論文試験	一般的事項についての論文試験
口述試験	個別面接による試験
性格検査	性格についての検査

イ 配点及び合格基準

各試験・検査の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験	配点	合格基準
論文試験	850点	評定は10段階で行い、試験員3人のうち下位4段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
口述試験		評定は7段階で行い、試験員3人のうち下位3段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
性格検査		
合計	850点	

ウ 日時及び場所

平成15年7月下旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度について、医療機関において作成された健康診断書に基づき行います。

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、最終合格者を決定し、平成15年8月下旬に、第2次試験受験者全員に可否を通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県内の警察署

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

<http://www.avis.ne.jp/~police/>

6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県警察本部長）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。

(2) 採用は、原則として平成16年4月1日の予定です。

(3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

7 給与等

給料表は一般職給料表が適用され、現行の初任給は、169,480円（平成15年度から3年間実施することとしている給与の減額措置（減額率5%）後の額）です。

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

8 受験手続

(1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付します。

長野県警察本部警務部警務課

長野県内の警察署、交番又は駐在所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「警察上級請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務部警務課（〒380-8510：長野県警察本部専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692の2）まで送付してください。

(2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務部警務課又は県内の警察署へ提出してください。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ずはり、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

(3) 受付期間

受付期間は、平成15年5月16日（金）から5月30日（金）までとし、郵送による申込みの場合は、5月30日までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に郵送します。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第13条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる者

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる者
第1次試験	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む。) (4) 合格者の順位	受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験と口述試験の合計点 (2) 合計点の順位(不合格者を含む。) 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間。

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局(県庁8階)

10 その他

(1) この試験は、長野県職員採用上級試験(大学卒業程度)と同日程で実施するため、併願はできません。

(2) この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務部警務課(電話:026-233-0111 内線2632)又は長野県人事委員会事務局(電話:026-235-7465又は026-232-0111 内線4235)に問い合わせてください。

(別表)

教養試験及び専門試験出題分野一覧表

試験の方法	出 題 分 野
教 養 試 験	知識分野-社会科学 人文科学 自然科学 知能分野-文章理解(英語を含む。) 判断推理 数的処理 資料解釈
専 門 試 験	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 商法 刑法 労働法 経済原論 経済政策(経済事情を含む。) 経済史 (経済学説史を含む。) 財政学 社会政策 国際関係

人事委員会事務局